

2022年4月6日

高校1年生保護者様

啓明学院高等学校事務室

## 高等学校等就学支援金受給資格認定申請について

本学院の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝いたします。

ご案内リーフレットを配布しています就学支援金につきましては、受給資格認定を受ける必要があります。内容を確認の上、認定申請の是非に関わらず該当の書類を期限までに提出してください。

提出書類

### ●就学支援金を申請しない(所得制限等の理由)

⇒「申請しない旨の届出書」(本紙下部)にご記入の上、切り取って事務室に提出してください

### ●就学支援金を申請する

⇒・受給資格認定申請書(両面)

・個人番号カード(写)等貼付台紙

※原則として、親権者全員分のマイナンバーカードの写しの貼付が必要です

**提出期限 4月15日(金)：事務室 ※期限厳守でお願いします。**

- ・令和4年4月～6月は令和3年度の住民税課税状況に基づき、支給区分を判定します。
- ・令和4年7月以降は令和4年度の住民税課税状況に基づき、支給区分の見直しを行います。
- ・就学支援金は兵庫県から学院が代理受領後、保護者の方へお振り込みの予定です。
- ・授業料軽減補助制度・奨学給付金制度につきましては、7～9月頃ご案内予定です。

ご不明な点がございましたら事務室までお問い合わせください。

担当：本田(078-741-1506)

-----切り取り線-----

## 届出書

2022年 月 日

啓明学院高等学校事務室 御中

2022年度 高等学校等就学支援金を申請しません。

高校 1 年 クラス 番

生徒名 \_\_\_\_\_

# ～2022年度新入生の保護者の皆様へ～ 就学を支援する各種制度のご案内



## 1 制度の種類

兵庫県では、以下の3つの制度があります。

- 1 国の就学支援金
- 2 兵庫県の授業料軽減補助
- 3 奨学給付金

## 2 対象者の要件(主なもの)

### (1) 国の就学支援金

- 保護者全員の年収(目安)が910万円未満であること
- ※保護者の居住地に関わらず、生徒が日本国内に居住している場合は支援を受けられます。

【申請時期】 4月の入学時

### (2) 兵庫県の授業料軽減補助

- ①各年度10月1日時点で在学していること
- ②保護者全員が各年度10月1日時点で兵庫県内に居住していること
- ③各年度の保護者全員の年収(目安)が910万円未満であること

【申請時期】 毎年7月～9月ごろ

## !! 留意事項 !!

☆返済は不要です☆

☆成績要件等はありません☆

☆申請が必要です☆

☆**申請しなければ支給されません**☆

### (3) 奨学給付金

- ①各年度7月1日時点で在学していること
- ②保護者が各年度7月1日時点で兵庫県内に居住していること
- ③次のいずれかを満たす者であること
  - ・各年度の保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が0円の者
  - ・生活保護のうち生業扶助を受けている者

【申請時期】 毎年7月～9月ごろ

※このご案内は、兵庫県内の私立全日制高等学校に入学する新入生の保護者に向けて作成したものです。  
学校の所在地、課程等によって受けられる制度や金額が異なりますので、ご注意ください。

### 3 支給額(年額)

支給区分(保護者の合算) 上段:年収目安(※1) 下段:所得確認基準額	授業料に対する支援			3奨学給付金 (※3)
	1 国の 就学支援金	2 県の授業料 軽減補助	合計 (※2)	
年収270万円未満程度 —	396,000円	12,000円	408,000円	52,600円 ~152,000円
年収270万~590万円程度 (0円~154,500円未満)				—
年収590万~730万円程度 (154,500円~217,700円未満)	118,800円	100,000円	218,800円	—
年収730万~910万円程度 (217,700円~304,200円未満)		50,000円	168,800円	—



※1 年収は目安です。具体的には下段の所得確認基準額で判定するため、家庭の状況(家族構成等)で大きく異なる場合があります。

※2 授業料に対する支援は、授業料額が上限となります。  
また、年度の途中で転退学した場合、在籍月数による支援額となります(年額は支援されません)

#### ※3 奨学給付金給付額

所得区分		給付額
生活保護(生業扶助)受給世帯		52,600円
市町村民 税所得割 額と県民 税所得割 額の合算 0円世帯	下記以外の場合	134,600円
	①2人目以降の高校生等 ②親権者等に扶養されている、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹(高校生を除く)がいる世帯の高校生等	152,000円



## 5 申請手続き

※学校を通じて申請してください

### (1) 国の就学支援金（4月の入学時）

#### ①必要書類

- (i)申請書（入学先の高校で配布されます）
- (ii)保護者全員分のマイナンバーカードの写し等
- (iii)その他学校が指定する書類

※次のいずれかに該当する者は支給が受けられません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業もしくは修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。）が通算して36月を超えた者

#### ②申請したが、所得制限により不支給となった場合

7月に、当該年度の課税状況により再判定を行います。新たに支給対象になる可能性があるため、あらかじめ7月中に学校に申請手続を行ってください。

#### ③期日までに申請し忘れた場合

申請忘れに気づいた時点で、ただちに学校に連絡してください。（認定されれば、申請のあった月から支給されます。）

### (2) 兵庫県の授業料軽減補助 （毎年7月～9月ごろ）

#### ①必要書類

- (i)申請書（高校で配布されます）
  - (ii)住民票
  - (iii)その他学校が指定する書類
- ※詳しくは、7月ごろに学校から配布される書類をご確認ください。

### (3) 奨学給付金（毎年7月～9月ごろ）

#### ①必要書類

- (i)申請書（高校で配布されます）
  - (ii)住民票
  - (iii)健康保険証（生活保護受給世帯は生活保護受給証明書）
  - (iv)その他学校が指定する書類
- ※詳しくは学校から配布される書類をご確認ください。



偽りその他不正の手段により支給を受けた者は、支給を取り消し、すでに支給を受けた場合は支援金を返還いただくほか、関係法令により罰せられることがあります。

## 6 支給方法

支給方法（授業料や学校納付金との相殺又は保護者への振込）や支給時期は学校により異なりますので、在籍する学校にお問い合わせください。

## よくある質問①

Q 他の奨学金と合わせて受けることはできますか？

A 可能です。ただし、学校から授業料の減免を受けている場合は、国の就学支援金及び県の授業料軽減補助の合計額は、減免後の授業料が限度額となります。また、併給先の奨学金の規定により制限されている場合がありますので、併給しようとする奨学金の実施団体にも、必ず確認して下さい。

Q 他にどんな制度がありますか？

A 各種団体が実施する、貸与又は給付の奨学金がありますので、生徒が在籍する高校の事務室にお尋ねください。また、お住まいの市町で実施している場合もありますので、お住まいの市区町役場にお尋ねください。

Q 申請を忘れていました。今から申請することはできますか？

A 県の授業料軽減補助及び奨学給付金は、申請期限を過ぎた後に申請することはできません。

国の就学支援金は、申請した月又は翌月から支給されます。気づいた時点でただちに学校に申し出て下さい。また、遡って支給することができるのは、真にやむを得ない理由(長期にわたる入院、海外出張等)に限ります。対象にならないと思っていた、生徒がお知らせを持ち帰っていなかった、制度を知らなかった等の理由では遡って支給することはできません。

Q 親権者2名が離婚調停中です。マイナンバーカードの写し等は2名とも必要ですか？

A 必要です。なお、マイナンバーカードの写し等を取得できない真にやむを得ない理由がある場合は学校にご相談ください。親権者が存在するものの、親権者以外に扶養されている場合も同様です。

Q 昨年に比べて今年の収入が大幅に減少します。特別な支援は受けられますか？

A 国の就学支援金には、特例はありません。

経済的不況に起因する失業・倒産などで家計が急変した場合は、兵庫県授業料軽減補助(臨時特別)や奨学給付金(家計急変分)の対象となる可能性があります。急変した時点で学校にご相談ください。



## よくある質問②

Q 生徒の祖父母も同居していますが、マイナンバーカードの写し等の提出は必要ですか？

A 親権者の収入を合算した額で判定しますので、祖父母や生徒の兄弟等のマイナンバーカードの写し等は不要です(生徒の親権者が存在しない場合を除きます)。

Q 3月まで海外に居住していたため、日本で課税されていません。支給を受けられますか？

A ①国の就学支援金:支給を受けることができます。ただし、日本国内での課税状況を確認出来ないため、一律で支給額が年額118,800円の区分になります。

②兵庫県の授業料軽減補助:補助を受けられる場合があります。前年収入が基準に該当するような場合、学校にご相談ください。

③奨学給付金:支給を受けることができません。



## マイナンバーの提出について

マイナンバーは、次のいずれかを提出してください

- ①マイナンバーカード(うら面)のコピー
- ②マイナンバーが記載された住民票  
又は住民票記載事項証明書
- ③マイナンバー通知カードのコピー(注)

※郵送で提出する場合は、他に写真付き身分証明書等が必要です。  
学校の指示に従ってください。

※マイナンバーは、親権者全員分が必要です。  
なお、生徒本人の課税状況で判定する場合を除き、生徒分は不要です。



(注)マイナンバー通知カードのコピーは、記載内容に変更がない場合、もしくは令和2年5月25日以前に変更手続きが完了している場合に限り、利用可能です。

年 月 日

兵庫県知事 殿

高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書（初回時）  
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降）  
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。  
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称	啓明学院高等学校		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

- ※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
  - ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 私立 啓明学院高等学校	2022年 4月 1日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校(全日制)
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
②	<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
②	<input type="checkbox"/> イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）
⑤	<input type="checkbox"/> ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
⑤	<input type="checkbox"/> イ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。	
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日	19 年 月 日	

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日	19 年 月 日	

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

都 道 府 県	市 区 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

都 道 府 県	市 区 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

**【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)**

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日                      年    月    日 (学校において記入。)

## 高等学校等就学支援金について

車県知事 殿

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

### 留意事項

- イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から发出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。
- ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

